

日置市体育施設 使用料

1 体育館

(単位：円)

使用区分			体育施設名等		日置市B & G 東市来海洋 センター		日置市伊集院 総合体育館		日置市日吉 総合体育館		日置市吹上 勤労者体育 センター		摘要
			1時間につき										
			使用料	照明料	使用料	照明料	使用料	照明料	使用料	照明料			
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒	200	1回につき	690	1回につき	530	1基につき	120	330	文化的催物とは、演劇会、芸能発表会、講演会、絵画等の展示等をいう。	
			上記以外の者	400	1回につき	1,380	1回につき	1,070	1基につき	250			
			文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的とするものを除く。以下同じ。)	600	60	2,070	110	1,600	60	370			
			その他の場合	800		2,760		2,140		750			
	使用者が入場料を徴収する場合(これに準ずる場合を含む。以下同じ。)	アマチュアスポーツに使用する場合	1,200		4,140		3,210		1,500				
		文化的催物に使用する場合	1,800		6,210		4,800		1,660				
		その他の場合	2,400		8,280		6,420		3,370				
一部使用	卓球	1台	児童・生徒	40	20	40	1回につき	40	20	40	330		
			上記以外の者	90		90	50	90		90			
	バドミントン	1面	児童・生徒	40	1回につき	70	1回につき	70	1基につき	40			
			上記以外の者	90	60	150	110	150	60	90			
	バレーボール	1面	児童・生徒	120		150		150		120			
			上記以外の者	250		310		310		250			
	バスケットボール	1面	児童・生徒	140		230		—		—			
			上記以外の者	290		470		—		—			
	テニス	1面	児童・生徒	—	—	150		150		—			
			上記以外の者	—		310		310		—			
	上記以外のもの	全面	児童・生徒	140	1回につき	630		480		120			
			上記以外の者	290	60	1,270		960		250			
		半面	児童・生徒	70		310		240		60			
			上記以外の者	140		630		480		120			
トレーニング室	1人	児童・生徒	—	—	—	—	50	—	—				
		上記以外の者	—		—		110		—				
会議室				160	—	160	—	140	—	—			
附属設備	使用区分		1回につき										2日以上にわたって使用する場合は、1日につき1回とする。
	放送施設	1式		220		220		220		220		220	
	長机	1脚		—		50		50		—		—	
	椅子	1脚		—		10		10		—		—	

日置市体育施設 使用料

2 プール

(単位：円)

体育施設名等 使用区分		日置市B & G東市来海洋センター					摘要	
		普通券 (1人1回)	回数券 (12枚券)	3か月パス ポート	半年パス ポート	年間パス ポート		
児童・生徒	夏期	160	1,600	2,750	4,950	8,250	1 温泉施設、シャワー施設 及び照明施設の使用料を含 む。 2 パスポートの有効期限内 の利用回数は、無制限とす る。 3 夏期とは4月から9月ま でとし、冬期とは10月から 3月までとする。	
	冬期	220	2,200					
上記以外の 者	夏期	320	3,200	5,370	9,670	16,120		
	冬期	430	4,300					
ロッカー		1回につき10						

3 武道場

(単位：円)

体育施設名等 使用区分			日置市東市来 修練館		日置市B & G 東市来海洋 センター		日置市伊集院 武道館		日置市日吉 武道館		摘要		
			1時間につき										
			使用料	照明 料	使用料	照明 料	使用料	照明 料	使用料	照明 料			
専用使 用	アマチュアスポーツに使用 する場合		児童・生徒	60	110	60	150	130	220	60	110		
			上記以外の者	130		130	250	130					
	その他の場合			1,250		1,250	2,510		1,250				
一部使 用	剣道場 全面	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	児童・生徒	—	—	—	60	110	—	—	フロア全 面使用		
		上記以外の者	—	—	—	130	—	—					
		その他の場合	—	—	—	1,250	—	—					
	柔道場 全面	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	児童・生徒	—	—	—	60	110	—	—	フロア全 面使用		
		上記以外の者	—	—	—	130	—	—					
		その他の場合	—	—	—	1,250	—	—					
上記以 外の もの	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	児童・生徒	30	110	30	150	30	110	30	110	フロア半 面使用		
		上記以外の者	60		60	60	60	60					
	その他の場合	630		630	630	630	630						

4 弓道場

(単位：円)

体育施設名等 使用区分			日置市東市来 総合運動公園	日置市伊集院弓道場	日置市日吉弓道場
			1時間につき		
専用使用	児童・生徒		300	310	140
	上記以外の者		460	420	210
一部使用	児童・生徒	1人につき	40	20	20
	上記以外の者	1人につき	70	30	30
会議室			—	110	—

日置市体育施設 使用料

5 相撲場

(単位：円)

体育施設名等	日置市東市来相撲場	日置市伊集院相撲場	日置市日吉相撲道場
使用区分	1時間につき		
児童・生徒	60	60	90
上記以外の者	130	130	190

6 屋内運動場

(単位：円)

体育施設名等			日置市東市来屋内 レクリエーション 施設こけけドーム	日置市東市来 総合運動公園		摘要					
使用区分			1時間につき								
			使用料	照明料	使用料		照明料				
専用 使用	使用者が入 場料を徴収 しない場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	児童・生徒	550	330	550					
			上記以外の者		660						
	その他の場合		1,100		1,100						
	使用者が入 場料を徴収 する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	1,650		1,650						
その他の場合		3,300	3,300								
部 使用	テニス	1面	児童・生徒	270	150	270					
			上記以外の者		330						
	ゲートボール	1面	児童・生徒		110						
			上記以外の者		220						
	フットサル	1面	児童・生徒		—		230	550			
			上記以外の者		—		490				
	上記以外のもの	全面	児童・生徒		550		330	550			
			上記以外の者				660				
		半面	児童・生徒				150		270	150	270
			上記以外の者				330			330	
附属設備	放送施設	一式	1回につき	550	—	2日以上にわたって使用する場合は、1日につき1回とする。					

日置市体育施設 使用料

7 多目的広場等

(単位：円)

使用区分			日置市東市来総合運動公園		日置市日吉運動公園 グラウンド		摘要			
			多目的陸上競技場	多目的広場	1時間につき					
			全面	半面	3分の1面	全面		半面	全面	半面
アマチュアスポーツに使用する 場合	サッカー	児童・生徒	700	350	230	530	260	240	120	
		上記以外の者	1,160	580	380	820	410	490	240	
	ソフトボール	児童・生徒	540	270	180	370	180	240	120	
		上記以外の者	1,000	500	330	660	330	490	240	
	上記以外のもの	児童・生徒	460	230	150	290	140	240	120	
		上記以外の者	920	460	300	580	290	490	240	
その他の場合			1,840	920	610	1,160	580	980	490	
照明施設			—	—	—	2,200	1,320	全点灯30分につき660 部分点灯30分につき550		
会議室			160			—	—	—	—	
会議室冷暖房			110			—	—	—	—	
附属設備	放送施設	1式	1回につき 550		1回につき 550		—	2日以上にわたって使用する場合は、1日につき1回とする。		

8 テニスコート

(単位：円)

使用区分			日置市東市来庭球場		日置市東市来総合運動公園		日置市日吉テニスコート	
			1時間につき					
			使用料	照明料	使用料	照明料	使用料	照明料
児童・生徒	1コートにつき	110	270	110	270	110	270	
上記以外の者	1コートにつき	220	—	220	—	220	—	
テニス以外（教育委員会の認めたものに限る。）に使用する場合			1人につき 10	1コートにつき 270	—	—	—	—

9 グラウンドゴルフ場

(単位：円)

使用区分			日置市東市来 グラウンドゴルフ場(12ホール)		日置市日吉 グラウンドゴルフ場(8ホール)	
			1時間につき			
専用使用	児童・生徒			220		220
	上記以外の者			420		420
個人使用(1人につき)	児童・生徒			10		10
	上記以外の者			30		30

日置市体育施設 使用料

10 サッカー場

(単位：円)

使用区分		体育施設名等		日置市吹上人工芝サッカー場		
				1時間につき		
				使用料	照明料	
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒	1,320	1,320	
			上記以外の者	2,420		
		その他の場合	4,620			
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒	3,520		
			上記以外の者	6,820		
		その他の場合	13,420			
一部使用	サッカーコート	1面	児童・生徒	440	660	
			上記以外の者	880		
		半面	児童・生徒	220		
			上記以外の者	440		
	フットサルコート	1面	児童・生徒	110		
			上記以外の者	220		
	クラブハウス		1室	220		—

11 その他の施設

(1) 日置市日吉管理棟

(単位：円)

使用区分			摘要
シャワー室	児童・生徒	1回につき50	更衣室のみの使用は、無料とする。
	上記以外の者	1回につき110	

(2) 日置市日吉研修棟

(単位：円)

使用区分		個室	大広間	摘要
研修に使用する場合	児童・生徒(成人の指導者又は保護者を含む。)、65歳以上の者、身体障害者及び母子寡婦	—	1時間につき 110	1 原則として、5人以上の団体から使用できるものとする。 2 児童・生徒が使用する場合は、成人の指導者又は保護者同伴とする。 3 宿泊する場合の使用料には、冷暖房の使用料を含む。
	上記以外の者	—	1時間につき 220	
	冷暖房	—	1時間につき 110	
宿泊する場合	児童・生徒(成人の指導者又は保護者を含む。)、65歳以上の者、身体障害者及び母子寡婦	1泊1人につき 430	1泊1人につき 330	
	上記以外の者	1泊1人につき 760	1泊1人につき 660	

日置市体育施設 使用料

備考

- 1 小学生未満の未就学児の使用料（ロッカー使用料を除く。）は、無料とする。
- 2 専用使用とは、施設等を大会、講習会、試合等で独占使用することをいう。ただし、トレーニング室及び附属設備を除く。
- 3 一部使用とは、専用使用以外の使用をいう。
- 4 児童・生徒とは、小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者をいう。
- 5 使用者が入場料を徴収する場合において、これに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 会費を徴収して入場させる場合
 - (2) 会員制度により会員を招待して入場させる場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券（名目のいかにかわらず、これに類するものを含む。）を発行して入場させる場合
 - (4) 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合
- 6 使用時間に1時間未満の端数がある場合において、当該端数が、30分以下であるときはこれを30分とし、30分を超え1時間未満であるときはこれを1時間とする。この場合において、当該使用時間の端数を30分としたときの使用料の額は、この表及び備考1から備考5までにより算定した額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 7 使用時間の延長は、30分単位でできるものとし、使用料は、備考6の例により算定するものとする。
- 8 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 9 使用者が入場料を徴収する場合の項がない体育施設において、使用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、当該体育施設の使用区分ごとにそれぞれ使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 10 **使用者が日置市に住所を有する者でない場合の使用料（プールの使用料を除く。）の額は、この表及び備考1から9までにより算定した額に100分の200を乗じて得た額とする。**
- 11 使用者が入場料を徴収する場合は、この表及び備考1から10までにより算定した額に、入場料総収入に100分の10を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算して徴収する。
- 12 既設の電気設備以外の電気設備を使用する場合は、この表及び備考1から11までにより算定した額に、電気料金に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算して徴収する。